

工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の運用フローチャート

項目	期限等	様式等
市の賃金水準の変更日: 令和8年3月1日		
請求日	7日以内	・様式第1-1号(受注者⇒発注者)
<ul style="list-style-type: none"> ・受注者より変更請求概算額の提示 ・本工事内訳表に対応した概算額の根拠となる書類等を併せて提示 		基準日 (請求日から14日以内) 契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)
協議開始日の通知	14日以内	・様式第2号(発注者⇒受注者)
協議開始日		契約書第26条第8項に基づく協議開始日について(通知)
<ul style="list-style-type: none"> ・受注者より提示のあった書類等により、現場で出来高確認 ・確認結果により、残工事量の算定 ・積算結果により、インフレスライド額を算定 		残工期(基準日から2ヶ月以上)
インフレスライド額の確定通知		・様式第3-1号 ・様式第3-2号 ・様式第3-3号 } (発注者⇒受注者)
インフレスライド額の変更契約		契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(通知)
完了予定工期		

※工事請負契約書(抜粋)

第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、**請負代金額の変更を請求することができる。**
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議し定める。ただし、**協議開始の日から14日以内**に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の**請求を行った日又は受けた日から7日以内**に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。